

令和6年度第4回沖縄地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月13日(火) 16:30~16:58
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)
- 3 出席者
 - 公益代表委員 4名(上江洲純子、島袋秀勝、城間貞、西村オリ工 敬称略)
 - 労働者代表委員 4名(石川修治、喜納浩信、知花優、照喜名朝和 敬称略)
 - 使用者代表委員 5名(佐久本和代、田端一雄、津波古透、比嘉華奈江、福地敦士 敬称略)
 - 事務局 5名(柴田労働局長、岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、嘉数賃金指導官)
- 4 議題
 - (1) 沖縄県最低賃金の改正決定について(専門部会報告、答申)
 - (2) その他
- 5 配付資料
 - ・「沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書」
沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会

第4回沖縄地方最低賃金審議会（議事録）

崎原賃金室長

皆様、こんにちは。

定刻となりますので、始めたいと思います。

これより令和6年度第4回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

皆様、お忙しい中、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。

まず、各委員の出席状況についてですけれども、公益委員が4名、労働者側委員が4名、使用者側委員が5名でございます。

公益代表の岩橋委員と労働者代表の野原委員は欠席の連絡が入っております。

最低賃金審議会令第2条第2項により、審議会の委員の定数は15名でありますので、本審議会は審議会令第5条第2項の定足数、全体の3分の2以上または各代表委員の3分の1以上を満たしていることをご報告いたします。

それでは、これからの議事の進行を島袋会長にお願いいたします。

島袋会長

それでは、令和6年度第4回沖縄地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は喜納委員、使用者側委員は福地委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次第1「沖縄県最低賃金の改正決定について」に入ります。

先ほど行われました第8回沖縄県最低賃金専門部会において改定額が全会一致で決まらなかったことから、審議結果を本審議会で検討し、本審議会における審議最終結果をもって沖縄労働局長に答申を行っていきたいと思います。

それでは、お手元に専門部会報告書が配付されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

崎原賃金室長

報告書の写しでございます。

読み上げてご説明いたします。

沖縄地方最低賃金審議会会長殿。

沖縄地方最低賃金審議会沖縄県最低賃金専門部会、部会長、島袋秀勝。

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年7月1日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったので別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名については省略いたします。

別紙のほうをご覧ください。

審議結果について読み上げて説明いたします。

1、第1回専門部会（令和6年7月22日）。

部会長、部会長代理の選出、運営規程案について。

事業場実地視察の実施の有無及び関係参考人（労・使）の意見聴取について。

今後の審議日程について。

2、第2回専門部会（令和6年7月24日、25日、26日）

事業場実施視察 3事業場（建物サービス業、小売業、食料品製造業）。

3、第3回専門部会（令和6年7月31日）。

参考人意見聴取（労側2名、使側1名）。

令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果。

4、第4回専門部会（令和6年8月2日）。

改正額の提示・調整。

労側提示、896円を67円引上げ963円。

使側提示、896円を25円引上げ921円。

5、第5回専門部会（令和6年8月5日）。

改正額の提示・調整。

労側提示、896円を63円引上げ959円。

使側提示、896円を36円引上げ932円。

6、第6回専門部会（令和6年8月7日）。

改正額の提示・調整。

労側提示、896円を61円引上げ957円。

使側提示、896円を40円引上げ936円。

7、第7回専門部会（令和6年8月9日）。

改正額の提示・調整。

労側提示、896円を56円引上げ952円。

使側提示、896円を43円引上げ939円。

8、第8回専門部会（令和6年8月13日）。

改正額の提示・調整。

労側提示、896円を56円引上げ952円。

使側提示、896円を43円引上げ939円。

全会一致に至らなかったため労側、使側の提示額について採決。

952円について賛成5名。

939円について賛成3名。

別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意となっております。

続いて、別添になります。

長いですが、読み上げます。

(1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる取引環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組のさらなる強化を図るとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の更なる周知と実効性のある取組を行うこと。

(2) 生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」や非正規雇用労働者の処遇改善の取組を実施した事業者に対して支給される「キャリアアップ助成金」については、その利活用の促進と周知の徹底に取り組むとともに、引続き、手続の簡素化、使い勝手の向上に努めること。

(3) 公契約について、今年も、事業場視察、参考人招致等において、最低賃金改定後の改定契約の時期が、予算措置後の翌年4月になるなどの事例報告があったところである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の56円になったことを踏まえ、公共調達契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応すること。

(4) 最低賃金発効までのプロセスについては、現状では、結審から発効日までに価格転嫁をするための準備期間が足りない場合があることや、公契約について、最低賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費上昇分が赤字要因となり得ること、社会保険に加入していない非正規職員による就業調整が生じた場合の人員不足の問題等を抱えている。

政府は最低賃金について、「2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指す」としているが、毎年50円を超える引上げ幅が続くと、特に、中小企業、小規模事業者にとっては、改定への対応が年々厳しくなることが想定される。

このため、最賃引上げの持続性のために、最低賃金の改定の在り方について、国及び中央最低賃金審議会において、法改正を含めた抜本的な議論を行うことを要望する。

以上、報告いたします。

島袋会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から専門部会報告書の説明がありました。

これについてご質問等あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(特になし)

島袋会長

ありがとうございます。

特にご意見等ないようですので、それでは、本審議会の結論を採決によって決めたいと思います。

それでは、採決に移ります。

まず、現行 896 円を 56 円引き上げて 952 円とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(7 名挙手)

賛成は 7 名になります。ありがとうございます。

それでは、ちなみに 896 円を 43 円引き上げて 939 円とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(5 名挙手)

賛成 5 名となります。ありがとうございます。

それでは、採決の結果、現行の時間給 896 円を 56 円引き上げて 952 円とすることで最終結論とさせていただきたいと思います。

また、専門部会報告書において要望事項が添付されておりますが、答申書にはその内容も盛り込みたいと考えておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

島袋会長

ありがとうございます。

それでは、事務局において、答申文の案を作成していただきたいと思います。

しばらくお時間をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(事務局、答申文(案)作成、配付)

島袋会長

ただいま委員の皆様のお手元に答申文(案)が配付されております。

ご確認をお願いいたします。

(答申文(案)内容確認)

島袋会長

ご確認いただいておりますが、この答申文（案）でよろしいでしょうか。

（意見、修正なし）

島袋会長

ありがとうございます。

それでは、この内容で答申をいたします。

事務局は準備をお願いいたします。

崎原賃金室長

これから会長のほうから局長宛て答申を行うんですけれども、答申文につきましては、会長の足の負傷のため、着席のままの状態です。答申文を読み上げたいと思います。その後に手交いたしますので、ご了承ください。

島袋会長

大変申し訳ありません。座ったまま読み上げさせていただきます。

沖地最審第5号。

令和6年8月13日。

沖縄労働局長、柴田栄二郎殿。

沖縄地方最低賃金審議会、会長、島袋秀勝。

沖縄県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月1日付け沖労発基 0701 第1号をもって貴職から諮問のあった沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙2のとおり令和4年10月6日発効の沖縄県最低賃金（時間額853円）は令和4年度の沖縄県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が容易でないといった企業環境を踏まえ、特に、中小企業・小規模事業者が、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう、引き続き国等に対して実効性のある支援と施策の実施等を早急にしていただきたく、当審議会として別添のとおり付帯決議する。

別紙1でございます。

沖縄県最低賃金。

- 1、適用する地域、沖縄県の区域。
- 2、適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者。
- 3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。

- 4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間 952 円。
- 5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。
- 6、効力発生の日、法定どおり。

別紙 2 でございます。

沖縄県最低賃金と生活保護との比較について。

- 1、地域別最低賃金。
 - (1) 件名、沖縄県最低賃金。
 - (2) 最低賃金額、時間額 853 円。
 - (3) 発効日、令和 4 年 10 月 6 日。
- 2、生活保護水準。
 - (1) 比較対象者、18 歳から 19 歳・単身世帯者。
 - (2) 対象年度、令和 4 年度。
 - (3) 生活保護水準（令和 4 年度）。

生活扶助基準（第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費）の沖縄県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（94,745 円）。

- 3、生活保護に係る施策との整合性について。

上記 1 の（ 2 ）に掲げる金額の 1 か月換算額と上記 2 の（ 3 ）に掲げる金額とを比較すると、沖縄県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

続いて、別添でございますが、先ほど専門部会の報告の中で事務局が読み上げたものと同じ内容になりますので、省略させていただきます。

答申の内容は以上でございます。

（柴田労働局長、席を立ち、島袋審議会会長席後方へ移動）

崎原賃金室長

これより会長から局長のほうに答申書を手交いたします。
マスコミの方、写真撮影を行う方は前のほうでお願いいたします。

（島袋審議会会長から柴田労働局長へ答申文が手交される）

島袋会長

ただいま令和 6 年度の答申が終了いたしました。
委員の皆様、ありがとうございます。
局長から一言ご挨拶がありますので、お願いいたします。

柴田労働局長

ただいま島袋会長から令和 6 年度沖縄県最低賃金の改正決定につきまして答申をいただきま

したので、一言ご挨拶をさせていただきます。

島袋会長、上江洲会長代理をはじめ、委員の皆様には慎重かつ真摯にご審議をいただきました。まずもって感謝申し上げます。

沖縄県最低賃金の改正決定に関しましては、最低賃金法に規定された三要素や、中央最低賃金審議会にて示された目安、また、県内の経済情勢や雇用情勢等、特に中小企業、小規模事業者等の置かれている状況を含めまして総合的に勘案され、今回時間額952円の答申をいただきました。まずは今後労働局におきまして、この答申を踏まえ、今年度の沖縄県最低賃金の改正手続きを進めさせていただきたいと思っております。

また、本答申で4点の付帯決議をいただきました。

付帯決議の(2)の業務改善助成金やキャリアアップ助成金につきましては、中央最低賃金審議会の答申でも、賃上げを実現できるように政府も掲げる生産性向上等への支援や、経営支援の一層の強化を求めることを要望されております。

また、付帯決議のその他の要望につきましても、国や地方公共団体などの関係機関に強く働きかけ、協力を要請してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、労働局におきまして、引き続き県内事業者の賃上げに向けた環境整備にしっかりと取り組んでまいります。

最後になりますが、タイトな審議日程にかかわらず、真摯なご議論を経て、本日答申をおまとめいただきました。審議会長及び会長代理をはじめ、委員皆様に対しまして重ねてお礼を申し上げますとともに、今後とも労働行政の円滑な推進につきまして、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶に代えてさせていただきます。

本日はありがとうございました。

島袋会長

柴田労働局長、どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、次第2の「その他」になります。

事務局から説明がありますので、お願いいたします。

崎原賃金室長

今しがた会長のほうから局長宛てに答申がなされましたが、答申内容に対する異議の申立ての日程についてご説明いたします。

本日から公示を行いまして、異議申立ての締切りを8月28日水曜日といたします。

異議申立てがありました場合は、8月29日木曜日9時30分から第5回本審において異議申立てに係る審議をお願いしたいと思います。

異議申立てがありましたら、皆様にメールにてご連絡いたしますので、日程のほうの調整をどうぞよろしくお願いいたします。

なお、8月29日にご出席できない方がいらっしゃいましたら、後日でも事務局のほうへご連絡いただきたいと思います。

以上でございます。

島袋会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から異議申立てがあった場合の第5回本審の日程調整の説明がございました。

これについてご質問等あればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(特になし)

島袋会長

ありがとうございます。

特にほかに何かございませんでしょうか。

(特になし)

島袋会長

ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見等はございませんので、本日の議事を終了いたします。

第4回沖縄地方最低賃金審議会を終了したいと思います。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本日は大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。